

令和 8 年 6 月 29 日
財務省理財局国債企画課

「国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案」に対する御意見の募集の結果について

本件省令案について、令和 8 年 4 月 30 日（木）から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する財務省の考え方について別紙のとおり整理しましたので、公表いたします。

なお、このほか、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、財務省の考え方は示しませんが、承っております。

御協力に御礼申し上げます。

1. 意見を募集した命令等の題名
国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令
2. 命令等の案を公示した日
令和 8 年 4 月 30 日（木）
3. 意見募集の結果
提出意見数：2 件
4. 本件に関するお問い合わせ先
財務省理財局国債企画課 法規係
TEL：03-3581-4111（内線）2569

(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案による改正後の国債の発行等に関する省令第五条第八項第五号中「し、『第六号』に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、『第六号』に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札において定められた価格を発行価格と」とあるのは「し、『次号』に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、『同号』に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札において定められた価格を発行価格と」とするのが適切ではないか。	御指摘のとおりと考えますので、修正いたします。
2	国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案による改正後の国債の発行等に関する省令第五条第八項第五号中「、第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）又は『第六号』に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札」に改めている箇所についても、『第六号』ではなく『次号』とするのが適切である。	御指摘のとおりと考えますので、修正いたします。